

国保



国民健康保険特別会計

年金

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方



整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。

看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。

保険が使えるとき

- 医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉離れを含む)などと診断または判断され、施術を受けたとき(骨折・脱臼は応急手当でない場合、医師の同意が必要)

- 骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

保険が使えないとき

- 日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術

施術を受けるときの注意点

- 重複受診をしない

同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります。

- けがの原因を正しく伝える

外傷性のけがではない場合(神経痛・五十肩・ヘルニアなど病気による痛み)は保険が使えません。また、仕事中のけがで労働災害に該当する場合、保険給付が行えません。

- 療養費支給申請書は本人が署名

申請書に記載されるけがの原因・けがの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、本人が署名・押印してください。

- 領収書を必ずもらう

市から送付される「医療費のお知らせ」の請求内容と合っているか確認しましょう。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



年金の振込・支払通知書

発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受取先の金融機関を変更したときなどには、変更後の内容が改めて通知されます。郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている場合は、支払月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

